



当社では、特許査定を受けた際に、権利化の必要性や分割出願の要否を検討するため、特許権の設定登録に係る特許料を期限直前まで納付しないことがよくあります。そんな折、周辺地域に大規模災害が発生し、当社も大きな影響を受けました。もし、このような災害の影響によって期限までに特許料を納付できなかった場合、特許を受ける機会は失われてしまうのでしょうか？

(大阪府 A. N)



1. 設定登録料の納付期限

ある特許出願について特許査定を受けた際に、特許権の設定登録を受けるためには、特許査定の際の謄本の送達後30日以内に、第1年から第3年までの各年分の特許料を納付する必要があります(特許法108条1項)。この期間内に特許料の納付がされない場合には、その特許出願は出願却下処分の対象となり(18条1項)、特許庁から出願却下の処分の謄本が送達されると、権利化することができなくなります。

2. 特許庁による運用上の取り扱い

もっとも、上記の出願却下処分は、特許庁長官の裁量規定であり、設定登録に係る特許料の納付がされなかった場合であっても、そのことをもって即座に出願却下処分が下されるとは限りません。

現在の特許庁の運用では、原則として出願却下の処分の謄本を送達する前に、特許料の納付がされていない旨の通知ハガキが郵送されます。この通知ハガキに対応して特許料を至急納付すれば、特許権の設定登録を受けることができます。

ただし、これはあくまで裁量規定に基づく運用です。特許庁がこの運用に従わず通知ハガキを送付することなく出願却下の処分の謄本を送達したとしても、違法ではありません。そのため、最初からこの運用を当てにして納付を遅らせることは避けるべきです。

また、この運用によって、特許査定後に分割出願できる期間が延びるわけではないことに注意してください。

3. 法上の救済規定

平成26年法改正により、特許料を納付する者の責めに帰することができない理由(不責事由)により納付期限までに特許料を納付できない場合には、その理由がなくなった日から14日(在外者は2カ月)以内でその期間の経過後6カ月以内であれば、特許料の納付が認められる旨の救済規定が設けられました(108条4項)。

このような救済が認められる不責事由には、天災地変や本人の重篤のような客観的理由により手続きすることができない場合や、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお手続きすることができなかった場合が含まれます。

例えば、特許庁は、今夏に発生した豪雨災害や大阪府北部を震源とする地震の被害を受けて手続きができなくなった者に対して救済が認められ得る旨を広報しています。

また、同様の規定は分割出願にも設けられたため(44条7項)、不責事由に該当する場合には分割出願することが可能となります。

もっとも、不責事由が認められる要件は厳しく、災害の影響を受けていたとしても手続きができないほどではなかったと判断された場合には、救済が認められない可能性があります。

4. 早めの納付準備を

上記のように、特許料の納付期限を徒過してしまった場合でも、その後の手続きにより権利化できる可能性は残されています。しかしながら、普段から不測の事態に備え、早めに特許料を納付することが望ましいです。

また、納付期限前にあらかじめ請求すれば、30日間に限り納付期限を延長することもできるため(108条3項)、分割出願の検討等に時間がかかりそうな場合には、余裕をもって延長請求しておくのもよいと思われます。